

日本さい帯血バンクネットワーク会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本さい帯血バンクネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を日本赤十字社の本社構内（東京都港区芝大門一丁目1番3号）におく。

(目 的)

第3条 本会は、初期的な段階におけるさい帯血移植体制の整備を図るため、地域におけるさい帯血バンク事業（臍帯血バンク事業運営ガイドライン（平成11年3月12日臍帯血移植検討会において承認。以下「ガイドライン」という。）の2に規定するものをいう。以下同じ。）の取り組みを踏まえつつ、保存さい帯血に係る安全性の確保や情報の共有・共同管理等の事業を実施することにより、全国的見地から公平かつ安全なさい帯血移植の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保存さい帯血に係る情報の共有体制の整備並びに同情報の共同管理及びその公開に関する事業
- (2) 移植医療機関の登録に関する事業
- (3) さい帯血の採取、分離、検査及び保存の方法の標準化に関する事業
- (4) 各さい帯血バンクの運営状況並びに保存臍帯血の品質及び安全性に係る評価に関する事業
- (5) さい帯血移植の治療成績及び事後的な適応の評価に関する事業
- (6) さい帯血提供児のフォローアップの評価に関する事業
- (7) さい帯血移植に係る共同研究に関する事業
- (8) 会員相互の連絡調整に関する事業
- (9) 関係機関との連絡調整に関する事業
- (10) さい帯血移植に係る国際協力に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 さい帯血バンク事業を行う団体であって本会の目的に賛同して入会したものの又は総会において推薦された学識経験者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第6条 さい帯血バンク事業を行う団体であって、本会に正会員として入会しようとするもの（以下「入会希望団体」という。）は、会長が別に定める入会申込書により申込みを行い、総会の議決による承認を受けなければならない。

2 前項に規定する総会の議決に際しては、下記の事項のうちいずれかの認定が行われなければならない。

- (1) 入会希望団体の行う、さい帯血バンク事業がガイドラインに適合していること。
- (2) 入会希望団体の行うさい帯血バンク事業が本会の事業の発展に資するものであること。

3 前条第1号に規定する学識経験者については、前2項の規定にかかわらず、総会の推薦を得ることによって正会員となるものとする。

4 賛助会員として入会しようとする者については、第1項の規定を準用する。

5 第1項及び前項に規定する入会は、総会の議決によりその可否を決定し、会長はその結果を本人に通知するものとする。

6 第3項の規定により正会員となった者については、会長よりその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員（総会において推薦された学識経験者を除く。）は、入会金 10 万円及び会費 10 万円を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは破産宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、総会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により除名することができる。

この場合、当該会員に対して、その旨を通知するとともに、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 会費の払い込みその他本会に対する義務を怠った会員
- (2) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
- (3) 本会の事業等の利用について不正の行為をした会員
- (4) その他本会の信用を失う行為を行った会員

(退会、除名会員の会費の払い戻し)

第11条 退会又は除名を受けた会員の入会金及び会費は、払い戻ししない。

第3章 役員及び顧問

(役 員)

第12条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 監事2名

(役員を選任)

第13条 会長、副会長及び監事は、総会において正会員（団体の場合にあってはその代表者）の中から選任する。

- 2 会長及び副会長並びに監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計及び業務執行状況の監査を行い、会計及び業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- 4 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、総会の招集を、請求し、又は招集することができる。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 2 役員が連続して選任される場合には、それぞれの役職について2期を限度とする。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員退任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は無給とする。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

- 第18条 本会に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、役員経験者又は本会に功労のあった者のうちから、総会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の運営に関して、会長の諮問に答え又は会長に対して意見を述べる。
 - 4 顧問には、第15条第1項、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 総会

(総会)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議事は原則として公開するものとする。
 - 3 事業運営委員長、事業評価委員長及び倫理委員長は、正会員でない場合であっても、総会に出席し意見を述べるることができる。

(権能)

第20条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年度2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 事業運営委員会、事業評価委員会又は倫理委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長がこれを召集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 団体である正会員は、やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ定められた代表者に代えて他の者を出席させることができる。

(議決)

第25条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

- 2 賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したもの

とみなす。

- 3 早急に審議の必要性がある事項が発生し、臨時に総会を開催する場合は、会長の指示により、書面のみによる表決を行なうことができる。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を附記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 事業運営委員会

(事業運営委員)

第28条 本会に、事業運営委員10名以上25名以内をおく。

- 2 事業運営委員は、総会の議決に基づき選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 事業運営委員は、互選により事業運営委員長1名を選出する。
- 4 委員長は委員の中から副委員長1名を指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときその職務を代行する。
- 5 委員長の任期は1期2年とし、連続して再任される場合は2期を限度とする。
- 6 事業運営委員には、第15条（第2項を除く）、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「事業運営委員」と読み替えるものとする。

(事業運営委員会)

第29条 事業運営委員会は、事業運営委員をもって構成する。ただし、役員が出席して意見を述べることを妨げない。

- 2 事業運営委員会は、事業運営委員長が招集し、議長を務める。
- 3 事業運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 事業運営委員会は、第4条に規定する事業（同条第4号に規定する事業を除く。）の運営に関する重要事項を審議するほか、総会により委任された事項について審議し、その結果について会長に報告するものとする。

- 5 事業運営委員会は、前項に定める職務を遂行する上で必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる。
- 6 事業運営委員会には、第19条第2項、第24条から第26条まで及び第27条第1項第1号から第4号までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「事業運営委員会」及び「事業運営委員」と読み替えるものとする。ただし、小委員会への出席は、原則として、小委員会委員に限るものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、事業運営委員会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

(種類及び開催)

第30条 事業運営委員会は、定期会合と臨時会合の2種とする。

- 2 定期会合は、毎月1回程度開催する。
- 3 臨時会合は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長及び事業運営委員長が必要と認めたとき。
 - (2) 事業運営委員の現在数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第6章 事業評価委員会

(事業評価委員)

第31条 本会に、事業評価委員10名以上25名以内をおく。

- 2 事業評価委員は、事業運営委員と兼務することはできない。
- 3 事業評価委員は、総会の議決に基づき選出し、会長がこれを委嘱する。
- 4 事業評価委員は、互選により事業評価委員長1名を選出する。
- 5 委員長は委員の中から副委員長1名を指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときその職務を代行する。
- 6 委員長の任期は1期2年とし、連続して再任される場合は2期を限度とする。
- 7 事業評価委員には、第15条(第2項を除く)、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「事業評価委員」と読み替えるものとする。

(事業評価委員会)

第32条 事業評価委員会は、事業評価委員をもって構成する。ただし、役員が出席して意見を述べることを妨げない。

- 2 事業評価委員会は、事業評価委員長が招集し、議長を務める。
- 3 事業評価委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

- 4 事業評価委員会は、次の業務を行う。
 - (1) 第4条第4号に規定する事業を行うこと
 - (2) 第4条に規定する事業（前号に規定するものを除く。）の実施・運営に関して評価を行い、必要な助言・勧告を会長に対して行うこと。
- 5 前項第1号の事業に関し事業評価委員会の作成する評価報告書は、会長が受領の上、直近の総会においてその内容について報告し、総会において検討の上所要の措置を講ずるものとする。
- 6 第4項に規定する評価に係る報告については、第34条に規定する外部評価を行う機関にも併せて提供するものとする。
- 7 事業評価委員会は、前項に定める職務を遂行する上で必要があると認めるときは、小委員会を設置することができる。
- 8 事業評価委員会には、第19条第2項、第24条から第26条まで及び第27条第1項第1号から第4号までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「事業評価委員会」及び「事業評価委員」と読み替えるものとする。ただし、小委員会への出席は、原則として、小委員会委員に限るものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

（種類及び開催）

- 第33条 事業評価委員会は、定期会合と臨時会合の2種とする。
- 2 定期会合は、毎年3回程度開催する。
 - 3 臨時会合は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長及び事業評価委員長が必要と認めたとき。
 - (2) 事業評価委員の現在数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

第7章 倫理委員会

（倫理委員）

- 第34条 本会に、倫理委員6名以上13名以内をおく。
- 2 倫理委員は、総会の議決に基づき選出し、会長がこれを委嘱する。ただし、日本さい帯血バンクネットワークまたは各さい帯血バンクの役員または委員（倫理委員会委員を除く。）でない者の中から、倫理学・法学を含む人文・社会科学系の有識者、自然科学系の有識者及び社会の意見を反映することのできる有識者を、各1名以上、選出しなければならない。
 - 3 倫理委員は、互選により、倫理委員会委員長1名を選出する。
 - 4 委員長は委員の中から副委員長1名を指名する。副委員長は委員長を補佐し、

委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときその職務を代行する。

- 5 委員長の任期は1期2年とし、連続して再任される場合は2期を限度とする。
- 6 倫理委員には、第15条（第2項を除く）、第16条及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「倫理委員」と読み替えるものとする。

（倫理委員会）

- 第35条 倫理委員会は、倫理委員をもって構成する。ただし、役員が倫理委員会に出席して意見を述べることを、ならびに倫理委員会が倫理委員以外の者の出席及び発言を求めることを妨げない。
- 2 倫理委員会は、倫理委員会委員長が招集し、議長を務める。
 - 3 倫理委員会は、第4条に規定する事業に関連して倫理的判断等が必要とされる事項につき、審議し、会長に意見を述べる。
 - 4 倫理委員会の会合は、非公開とする。ただし、議事の経過の概要及びその結果は、個人情報又は営業秘密の侵害のおそれ等を理由として非公開とする旨を委員会が決定した部分を除き、公表する。
 - 5 倫理委員会には、第27条第1項第1号から第4号までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「倫理委員会」及び「倫理委員」と読み替えるものとする。
 - 6 前5項に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

第8章 事業の第三者評価

（事業の第三者評価）

- 第36条 本会は、毎年1回、さい帯血バンク事業を行う正会員及び本会自体の事業運営等に関し、外部の機関に対して評価を委嘱するものとする。
- 2 前項に規定する外部の機関は、次の業務を行う。
 - (1) 正会員の行うさい帯血バンク事業の実施・運営状況に関し調査・検討を行い、その結果を会長に対して報告すること。
 - (2) 第4条に規定する事業の実施・運営状況に関し調査・検討を行い、その結果を会長に対して報告すること。
 - 3 前項に係る報告については、会長が直近の総会においてその内容について報告し、総会において検討の上所要の措置を講ずるものとする。

第9章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長において作成し、毎会計年度開始前に、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、自らの決定により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、直近の総会において予算案について審議する際に議決による承認を経た上で、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会において正会員総数の3分の2以上の議決による承認を経なければならない。

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更等)

第44条 この会則の変更及び本会の解散については、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 事務局長及び職員は、日本赤十字社との協議に基づき会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局運営会議)

第46条 本会事務局の円滑な運営に関する審議を行うために、事務局運営会議を設置する。

- 2 事務局運営会議は、会長が主宰し、その他会長が正会員及び事業運営委員より指名する若干名の事務局運営委員並びに事務局長により構成し、厚生労働省よりオブザーバーとして常時出席するものとする。
- 3 事務局運営委員には、第15条(第2項を除く)及び第17条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「事務局運営委員」と読み替えるものとする。
- 4 事務局運営会議の種類及び開催については、第30条の規定を準用する。この場合において、同条中「事業運営委員長」及び「事業運営委員」とあるのは、それぞれ「事務局長」及び「事務局運営委員」と読み替えるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、事務局運営会議の運営に関し必要な事項は総会で定める。

第11章 補 足

(雑 則)

第47条 この会則に定めなき事項については、会長がこれを定める。

附 則

- 1 本会則は、本会設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第6条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 3 本会の設立当初の役員は、本会則第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 本会の設立当初の役員は、本会則第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成12年3月31日

までとする。

- 5 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にもかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にもかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。
- 7 本会則は、平成11年9月24日から施行する。
- 8 本会則は、平成13年3月28日から施行する。
- 9 本会の設立当初の役員が連続して選任される場合には、第15条第2項の規定にもかかわらず、3期をもって限度とする。
- 10 本会則は、平成13年7月2日から施行する。
- 11 本会則は、平成14年3月19日から施行する。
- 12 本会則は、平成15年6月25日から施行する。
- 13 本会則は、平成16年1月26日から施行する。
- 14 本会則は、平成16年3月26日から施行する。
- 15 本会則は、平成17年3月24日から施行する。
- 16 倫理委員会の設立当初の委員の任期は、本会則第34条第4項によって準用される第15条第1項の規定にもかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 17 本会則は、平成18年3月24日から施行する。
- 18 本会則は、平成20年7月16日から施行する。